明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国勢調査令の一部を改正する政令（二八七）　二
○地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八八）　二
○地域再生法施行令の一部を改正する政令（二八九）　五
〔府　令〕
○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四七）　六
〔省　令〕
○国勢調査施行規則等の一部を改正する省令（**総務**六九）　六
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・経済産業**四）　三
○農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六七）　三
○農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則（**農林水産・国土交通**四）　三
○国土交通省関係地域再生法施行規則（**国土交通**五八）　三
〔告　示〕
○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**内閣府**三三三～三三五）　二六
○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**同**三三六～三三八）　二六
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**九一六、九一七）　二七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中部地方整備局**一一〇）　二七
○道路に関する件（**同**一一一）　二七
〔官庁報告〕
社会福祉士国家試験の施行
（厚生労働省）　二七
社会福祉士試験委員の公告（同）　二七
精神保健福祉士国家試験の施行（同）　二七
精神保健福祉士試験委員の公告（同）　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇国勢調査令の一部を改正する政令（政令第二八七号）（総務省）

1　調査事項の一部を変更することとした。（第五条関係）

2　調査の方法及び報告の方法として、調査事項に係る情報を電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法を規定し、及び郵便等による調査票の提出先を総務大臣に変更することとした。（第九条及び第一〇条関係）

3　都道府県知事及び市町村長による調査事項情報の審査等及び調査票の審査、提出等の手続を規定することとした。（第一一条の三及び第一二条関係）

4　都道府県知事及び市町村長による調査関係書類の審査等及び先行集計事項情報の審査、集計等の手続を規定することとした。（第一二条の二関係）

5　国勢調査員が行うこととされている事務を総務大臣が共同住宅等を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができるよう規定することとした。（第一二条の三第一項関係）

6　郵便等による調査票の受領及び各市町村長への送付の事務を総務大臣が民間事業者に委託して行うことができるよう規定することとした。（第一二条の三第二項関係）

7　人口速報集計（速報値）の公表について規定することとした。（第一四条第二項関係）

8　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八八号）（内閣官房）

地域再生法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四九号）の施行期日は、平成二七年八月一〇日とすることとした。

◇地域再生法施行令の一部を改正する政令（政令第二八九号）（内閣官房）

1　地域再生法（平成一七年法律第二四号。以下「法」という。）第五条第四項第四号の政令で定める地域は、平成二七年八月一日における次に掲げる区域とすることとした。（第三条関係）

㈠　首都圏整備法（昭和三一年法律第八三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯

㈡　近畿圏整備法（昭和三八年法律第一二九号）第二条第三項に規定する既成都市区域

㈢　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四一年政令第三一八号）第一条に規定する区域

2　法第五条第四項第五号の政令で定める区域は、都市計画法（昭和四三年法律第一〇〇号）第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画（同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。6の㈠において同じ。）が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域とすることとした。（第四条関係）

3　法第一七条の二第一項第一号の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とすることとした。（第一〇条関係）

4　法第一七条の八第一項第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとした。（第一一条関係）

㈠　工作物（建築物（建築基準法（昭和二五年法律第二〇一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。5において同じ。）を除く。5の㈡において同じ。）の建設

㈡　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

㈢　㈠及び㈡に掲げる行為のほか、地域再生拠点（法第五条第四項第五号に規定する地域再生拠点をいう。）の形成を図る上で支障を及ぼすおそれがある行為として国土交通省令で定めるもの